

質問事項

質問事項の回答は、4月10日までに吉野郡聴覚障害者協会事務局あて、
FAX 0746 32 1471までお願いいたします。

1、 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように、「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください

解答欄

私は国の言語法が未だ定められた場合に鳥取県に及び
手話言語条例の制定は決して賛同して見ることが
貴地の発展を促すことと見做す。

2、 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されて
いますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所
された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごして
いる状況が報告されています。

高齢聴覚障害者というと、高齢者全体で見ると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料の
支払いをしているので、聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有し
ていると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

高齢聴覚障害者への介護保険サービスに対し県の対応を
受けたい環境の望み。またその環境改善を促して
いたすべく見ることが。

福永村議会 議員
森岡 誠